

いじめ防止基本方針

大阪府立貝塚高等学校

学校いじめ防止基本方針

大阪府立貝塚高等学校

平成30年4月24日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

特に好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効のないいじめの問題の解決を図る。具体的には未然防止（いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割）、早期発見・事案対処（いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割）、学校基本方針に基づく各種取組（取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割、年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割、基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割）を担い実施する。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する。

(1) 名称「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭（委員長）、首席、人権教育推進委員長、各年次主任、生活指導部長、自立支援部長、保健部長、情報担当、教育相談係、養護教諭、（当該担任）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置けるとともに、原則年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していかねばならない。

いじめについては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、いじめ対策委員会を中心とした下記の体制を整え、全教職員で取組んでいく。

未然防止には、「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが肝要である。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的・組織的な取組みを計画・実施する。

また、問題が解決され、いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

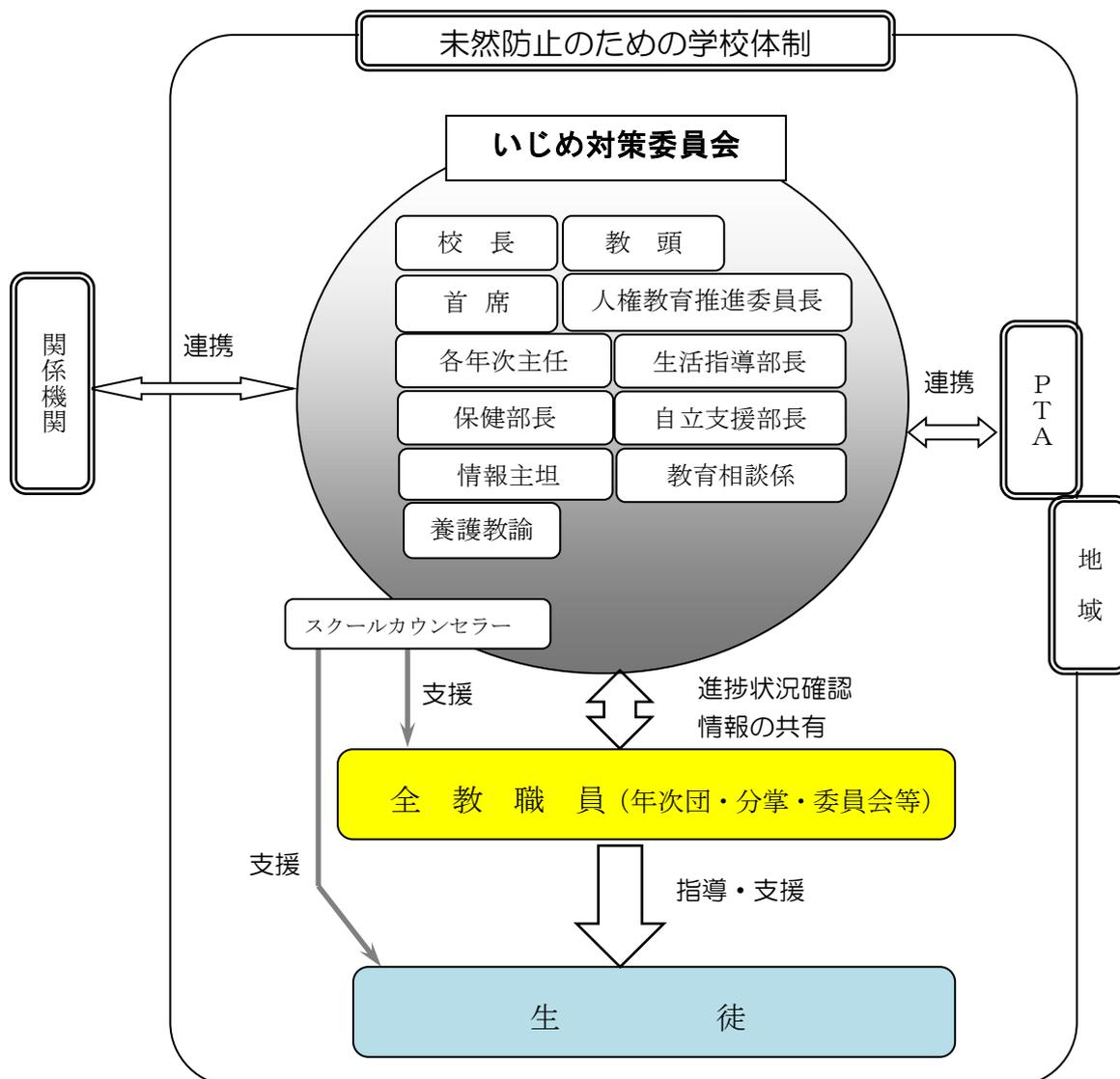
①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深い観察、指導を継続する。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、本基本方針をもとにした校内研修を実施する。

生徒に対しては、人権を尊重する精神の涵養を目的とする人権教育を実施し、さらに様々なかかわりを深める体験学習等を充実させる。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、LHR・産業社会と人間・総合的な学習の時間や通常の授業、そして、学校生活のあらゆる場面において、自己肯定感を高め、それぞれの違いを認め合う仲間作りをすすめていくことが重要である。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、「いじめはどの学校でも起こり得る」という認識を持ち、生徒の発する小さなサインも見逃さないという姿

勢が重要である。また、決して一人で抱え込まず、組織的に対応することを忘れてはいけない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、公開授業や研究協議等のさらなる充実を図る。また、授業アンケート結果等も各教科・各個人で積極的に活用し授業改善に努める。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学校行事・LHR活動・部活動の活性化を進めていく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自分の思いを適切に伝えることができる力、他者の思いを受け止めることができる力が身に付くよう、学校教育全体を通じて取組みをすすめていく。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員間で、互いに生徒指導の観点や授業を参考にしあい、日常的に話し合える関係をつくっていく。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、地域との交流活動やボランティア活動等を進めていく。また、教職員は、日常の指導において、生徒たちの良い点を見つけ、温かい言葉がけを心がける。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、産業社会と人間、総合的な学習の時間や LHR を利用し、他者を認め、良好な関係を築いていくための講演会やワークショップ等を実施する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。そのためにも、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、見逃さない認知能力を、教職員は向上させなければならない。

また、生徒に関する情報は、すべての教職員の間で共有し、保護者や地域の方とも連携し、情報の収集に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを、年に2回実施する（7月・11月）
定期的な教育相談としては、昼休みには、常に教育相談室を開放し、教員の当番

が在室している体制をつくる。また、担任による個人面談は年度当初に行い、その後はいつでも相談に来てよい旨を伝えておく。日常の観察として、多くの教職員の視点で生徒の表情、態度、言葉づかい等の生徒が発するサインを見落とさないようにするとともに、それらの情報は常に共有する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者懇談会だけではなく、常に気になる事は家庭との連絡を密にし、家庭訪問を行い、迅速に対応する。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒・保護者・教職員の信頼関係を作り上げることがまず第一である。また、教育相談室は、常時昼休みに開放し、教員が常駐している体制をつくっている。
- (4) 生徒に対しては、日常の SHR や年次集会等を通じて、また、相談室日より、クラス通信や学年通信により、相談体制を広く周知する。

いじめ事象が発生していなくても、定期的にいじめ対策委員会を開催することにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシー保護の観点から十分に留意する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員に相談し、相談を受けた委員はいじめ対策委員長（教頭）に報告する。その後は、当該組織が中心となってチームをつくり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認すると

ともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。